

プリズム

令和5年10月

盲導犬体験会、白杖歩行講習会

9月13日(水)に今年度2回目の盲導犬体験会、白杖講習会が行われました。盲導犬協会仙台訓練センター(スマイルワン仙台)の方3名と、盲導犬が来てくれました。盲導犬体験会には約5名、白杖講習会には約10名が参加し、とても貴重な体験をさせていただくことができました。

体験会、講習会では、自分に合う白杖を選んだり、白杖の正しい振り方を教わったり、歩行についてアドバイスいただいたり、盲導犬と触れ合ったりしました。



補装具・日常生活用具の給付

「補装具・日常生活用具の給付」とは、身体に障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、必要な用具や機器の購入を公費で助成する制度のことです。

障がいのある人にとって、それらの用具や機器が使えるか否かで生活の質が大きく左右されます。利用する各種用具や機器は、高額になることが多いため、各市町村は、障がいのある人に対して、判断と決定により、給付券等を支給します。この制度を受けるためには、**障害者手帳を取得している必要**があります。障がいがあっても手帳を持っていなければ支給の対象になりません。

本校の児童生徒は、この制度を利用して、白杖や拡大読書器、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、音声時計、音声体温計、点字タイプライター、点字盤などを購入しています。

今回は、特に日常生活用具の給付についてお知らせします。補装具は白杖（盲人安全つえ）、義眼、眼鏡などを指しますが、そちらの手続きも医師などの意見書が求められる場合があるという点以外は、だいたい同じと考えていただいて結構です。



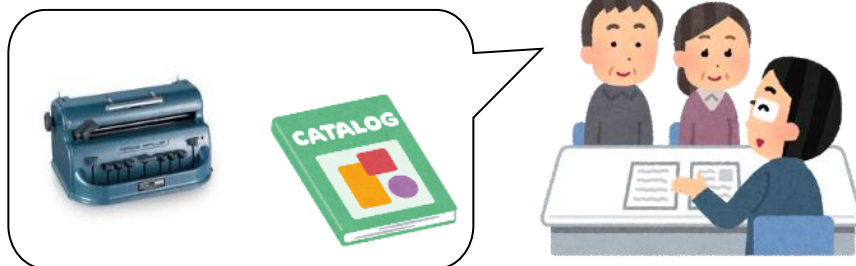
支給の仕組み

障がい者本人（児童である場合は保護者など扶養義務者）が、お住いの**市町村長に申請**をして、市町村が給付の決定をした後に、用具や機器を購入し日常生活用具を受け取ることができます。原則1割負担で購入することができます。具体的な手続きの流れは、次の1～5になります。

日常生活用具給付等事業は、市町村の判断により決定されるため、市町村によって、申請手続、給付の上限額、品目、耐用年数、自己負担額の割合等が若干異なります。詳しくはそれぞれの自治体にご確認ください。

今回は一般的な手続の流れについて説明します。

- 1 業者などから希望する用具のカタログ、
見積書を受け取る。



- 2 用具利用者は「日常生活用具給付申請書」と世帯状況・収入等申告書兼同意書、日常生活用具購入に係る見積書、用具のカタログ等詳細がわかるもの等を市町村（福祉課）に提出します。



- 3 申請が適当であると認められた場合には市町村から決定通知書、日常生活用具給付券、代理受領に係る委任状が交付されます。



- 4 用具販売業者に3で受け取ったものを提示して、購入の契約を結びます。



- 5 用具販売業者から日常生活用具が納品されるので、代金のうち、利用者負担額（原則1割）を業者へ支払い、領収書をもらいます。



より豊かな生活を送るため、給付制度を活用しましょう。